

議 案 書

平成 2 7 年 9 月

第 3 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
認定 1	平成26年度松山市一般・特別会計決算の認定について		1
2	平成26年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について		3
議案 79	平成27年度松山市一般会計補正予算(第2号)		5
80	平成27年度松山市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)		11
81	平成27年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第2号)		13
82	松山市体育施設条例の一部改正について		15
83	松山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部改正について		17
84	松山市手数料条例の一部改正について		19
85	工事請負契約の締結について(新玉小学校3棟校舎改築主体その他工事)		21
86	公共ますによる事故の損害賠償額を定めることについて		23
87	市道路線の認定及び変更について		25
88	市営土地改良事業(農地保全事業(国木地区))の事業計画の変更について		59

(追加提出予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	公平委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

認定第1号

平成27年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成26年度松山市一般・特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度松山市一般・特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 平成26年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算書
2. 平成26年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 平成26年度松山市一般・特別会計実質収支に関する調書
4. 平成26年度松山市財産に関する調書
5. 平成26年度松山市一般・特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書
6. 平成26年度松山市運用基金状況書
7. 平成26年度松山市各会計決算審査意見書
平成26年度松山市各基金運用状況審査意見書

(参 照)

地方自治法 (抄)

(決 算)

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

(基 金)

第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場

合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

地方自治法施行令（抄）

（決算）

第166条

- 2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

認定第2号

平成27年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成26年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項及び第32条第3項の規定により、平成26年度松山市公営企業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）及び欠損金処理計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成26年度松山市公営企業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 平成26年度松山市水道事業会計・簡易水道事業会計・工業用水道事業会計決算書
2. 平成26年度松山市公共下水道事業会計決算書
3. 平成26年度松山市公営企業会計決算審査意見書

（参 照）

地方公営企業法（抄）

（決 算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

（剰余金の処分等）

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

平成27年度松山市一般会計補正予算(第2号)

平成27年度松山市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,390,212千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184,775,293千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		62,400,000 千円	870,000 千円	63,270,000 千円
	1 市民税	28,148,000	400,000	28,548,000
13 分担金及び負担金	2 固定資産税	28,930,000	470,000	29,400,000
	1 分担金	1,473,429	13,183	1,486,612
15 国庫支出金	1 分担金	21,304	13,183	34,487
	2 国庫補助金	38,653,795	744,788	39,398,583
16 県支出金	2 国庫補助金	7,581,895	744,788	8,326,683
	2 県補助金	11,142,221	29,581	11,171,802
19 繰入金	2 県補助金	2,683,006	29,581	2,712,587
	1 基金繰入金	16,202,191	410,000	16,612,191
20 繰越金	1 基金繰入金	16,202,191	410,000	16,612,191
	1 繰越金	900,000	274,032	1,174,032
21 諸収入	1 繰越金	900,000	274,032	1,174,032
	4 雑入	4,547,099	1,628	4,548,727
22 市債	4 雑入	1,887,899	1,628	1,889,527
	1 市債	12,861,200	1,047,000	13,908,200
	1 市債	12,861,200	1,047,000	13,908,200

歳 入		合 計		歳 出	
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 総務費		15,828,262 千円	5,050 千円	15,833,312 千円	
	1 総務管理費	12,679,189	5,050	12,684,239	
3 民生費		83,607,133	123,496	83,730,629	
	1 社会福祉費	34,022,137	73,999	34,096,136	
	2 児童福祉費	25,901,212	49,497	25,950,709	
6 農林水産業費		2,352,544	517,081	2,869,625	
	1 農業費	769,783	18,323	788,106	
	2 農業土木費	773,971	482,169	1,256,140	
	3 林業費	129,785	16,589	146,374	
7 商工費		5,037,356	23,965	5,061,321	
	2 観光費	1,152,726	23,965	1,176,691	
8 土木費		18,335,608	596,900	18,932,508	
	2 道路橋梁費	3,192,757	361,000	3,553,757	
	3 河川費	1,052,332	225,900	1,278,232	
	5 都市計画費	10,260,788	10,000	10,270,788	
10 教育費		18,483,544	2,123,720	20,607,264	
歳 入		181,385,081	3,390,212	184,775,293	

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	4,548,180 千円	1,850,600 千円	6,398,780 千円
	3 中学校費	4,019,777	273,120	4,292,897
歳出	合計	181,385,081	3,390,212	184,775,293

第2表 債務負担行為補正 (松山市一般会計)

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
都市環境学習センター運営委託	平成27年度～平成30年度	29,800 千円
可燃ごみ収集運搬委託	平成27年度～平成30年度	1,611,000
道後温泉まちづくりアート事業	平成27年度～平成28年度	40,000
松山市立図書館窓口等運営業務委託	平成27年度～平成32年度	590,800

第3表 地方債補正 (松山市一般会計)

1 変更

起債の目的	補正前			補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
義務教育施設整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 借入時期 平成27年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れずることができる。 	年10% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後に おいては, 当該見直し 後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 40年以内(内据置 5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 償還する。ただし必要 に応じ繰上償還, 償還 期限の短縮又は低利 債に借換えすることが できる。 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることができる。 	千円	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
	農林水産施設整備事業	50,000	同上	同上	同上	110,000	同上	同上	同上

議案第 80 号

平成 27 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

平成 27 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市介護保険事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター運営業務委託	平成27年度～平成30年度	1,102,900 千円

議案第81号

平成27年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成27年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
道 後 温 泉 本 館 管 理 業 務 委 託	平成27年度～平成30年度	296,400 千円

平成 2 7 年 9 月 4 日 提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市体育施設条例の一部改正について

松山市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市体育施設条例の一部を改正する条例

松山市体育施設条例（平成 1 6 年条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項中「及び第 9 条」を「，第 9 条及び別表第 5」に改める。

別表第 5 第 1 項の表に次のように加える。

野球場	平日	アマチュアスポーツに使用する場 合	1 面・午前	4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
			1 面・午後	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円
		その他の場 合	1 面・午前	8, 0 0 0 円	
			1 面・午後	1 0, 0 0 0 円	
	土曜日 日曜日 祝日	アマチュアスポーツに使用する場 合	1 面・午前	4, 8 0 0 円	2, 4 0 0 円
			1 面・午後	6, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
		その他の場 合	1 面・午前	9, 6 0 0 円	
			1 面・午後	1 2, 0 0 0 円	

別表第 5 第 1 項の表備考第 1 項中「陸上競技場」の次に「又は野球場」を加え、同備考第 3 項中「1 時間に」を「単位に」に、「時間が」を「端数が」に、「これを 1 時間とする」を「その端数を切り上げる」に改め、同備考中第 5 項を第 9 項とし、第 4 項を第 8 項とし、同項の前に次の 4 項を加える。

- 4 「午前」とは午前 9 時から午後 1 時までをいい、「午後」とは午後 1 時から午後 6 時までをいう。
- 5 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

6 使用のための準備及び原状回復の時間は、使用時間に含む。

7 市長が相当と認める理由により、規則で定める使用時間外に使用する場合の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、各区分の1時間相当額を加算した額とする。

別表第5第2項の表備考に次のように加える。

3 使用のための準備及び原状回復の時間は、使用時間に含む。

4 市長が相当と認める理由により、規則で定める使用時間外に使用する場合の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、各区分の額を加算した額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（松山市都市公園条例の一部改正）

2 松山市都市公園条例（昭和37年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1北条公園の項中

北条スポーツセンター体育館

を

北条スポ

北条スポ

ーツセンター体育館

ーツセンター野球場

に改める。

（提案理由）

北条スポーツセンター野球場を設置するため、本案を提出する。

議案第 83 号

平成 27 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部改正について

松山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部を改正する条例

松山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例（平成 26 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 15 条第 1 項第 3 号ハ」を「第 15 条第 1 項第 4 号ハ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水防法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

平成27年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号を次のように改める。

(9) 個人番号カード再交付手数料 1件につき 800円

第2条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 通知カード再交付手数料 1件につき 500円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項第9号の次に1号を加える改正規定は、平成27年10月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第1項第9号の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

個人番号カード再交付手数料等を徴収するため、本案を提出する。

平成27年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(新玉小学校3棟校舎改築主体その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 新玉小学校3棟校舎改築主体その他工事
2. 施工場所 松山市千舟町八丁目89番地
3. 内 容 A : 3棟校舎改築工事 一式
鉄筋コンクリート造 3階建
建築面積 478.18 m² 延床面積 1,010.24 m²
B : 12・13棟校舎改修工事 一式
C : 16棟校舎改修工事 一式
D : 先行解体・撤去工事 一式
E : 3棟校舎外解体工事 一式
鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積 674 m²
4. 請 負 人 松山市一番町一丁目15番地1
大進建設株式会社
代表取締役 兵頭 好喜
5. 請負金額 2億5,664万400円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

平成27年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

公共ますによる事故の損害賠償額を定めることについて

公共ますによる事故の損害賠償額を次のとおり定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方

2. 事故の概要

平成26年3月10日午後6時30分頃、松山市宮西三丁目6番15号地先において、公共ますから突出した番線により、相手方が負傷したものである。

3. 内容

市から相手方に損害賠償金として1,733,304円を支払い、今後この事件に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

(提案理由)

公共ますによる事故について、損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

13 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

平成27年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定及び変更について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 久米 230号線	久米窪田町	久米窪田町	
2	市道 雄郡 193号線	空港通一丁目	空港通一丁目	
3	市道 清水 160号線	姫原二丁目	姫原二丁目	
4	市道 清水 161号線	姫原二丁目	姫原二丁目	
5	市道 桑原 257号線	桑原一丁目	桑原一丁目	
6	市道 桑原 258号線	畑寺町	畑寺町	
7	市道 味生 270号線	北斎院町	北斎院町	
8	市道 味生 271号線	南斎院町	南斎院町	
9	市道 生石 271号線	高岡町	高岡町	
10	市道 生石 272号線	南吉田町	南吉田町	
11	市道 生石 273号線	高岡町	高岡町	
12	市道 垣生 185号線	西垣生町	西垣生町	
13	市道 垣生 186号線	西垣生町	西垣生町	
14	市道 垣生 187号線	東垣生町	東垣生町	
15	市道 垣生 188号線	西垣生町	西垣生町	
16	市道 垣生 189号線	東垣生町	東垣生町	

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
17	市道 久枝 265号線	久万ノ台	久万ノ台	
18	市道 久枝 266号線	東長戸四丁目	東長戸四丁目	
19	市道 久枝 267号線	東長戸二丁目	東長戸二丁目	
20	市道 余土 222号線	余戸東四丁目	余戸東五丁目	
21	市道 久米 231号線	来住町	来住町	
22	市道 湯山 172号線	溝辺町	溝辺町	
23	市道 小野 234号線	平井町	平井町	
24	市道 石井 496号線	西石井五丁目	西石井五丁目	
25	市道 石井 497号線	古川北三丁目	古川北三丁目	
26	市道 石井 498号線	今在家二丁目	今在家二丁目	
27	市道 石井 499号線	今在家二丁目	今在家二丁目	
28	市道 北条 16号線	北条	北条	
29	市道 北条 17号線	北条	北条	
30	市道 北条 18号線	北条	北条	
31	市道 河野 26号線	府中	府中	
32	市道 雄郡 194号線	小栗六丁目	小栗六丁目	
33	市道 桑原 259号線	桑原七丁目	桑原七丁目	

2. 次の市道路線を変更する。

図面 番号	路 線 名		起 点	終 点	重要な経過地
34	市道 石井 82号線	変更前	北井門町	西石井町	
		変更後	井門町	西石井町	

(提案理由)

図面番号第1号は道路改良工事に伴い、第2～31号は都市計画法第29条及び33条に基づき築造された道路で同法第32条及び39条に伴い、第32～33号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき、市道に認定するため、第34号は道路改良工事に伴い、市道の路線を変更するため、道路法第8条及び第10条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

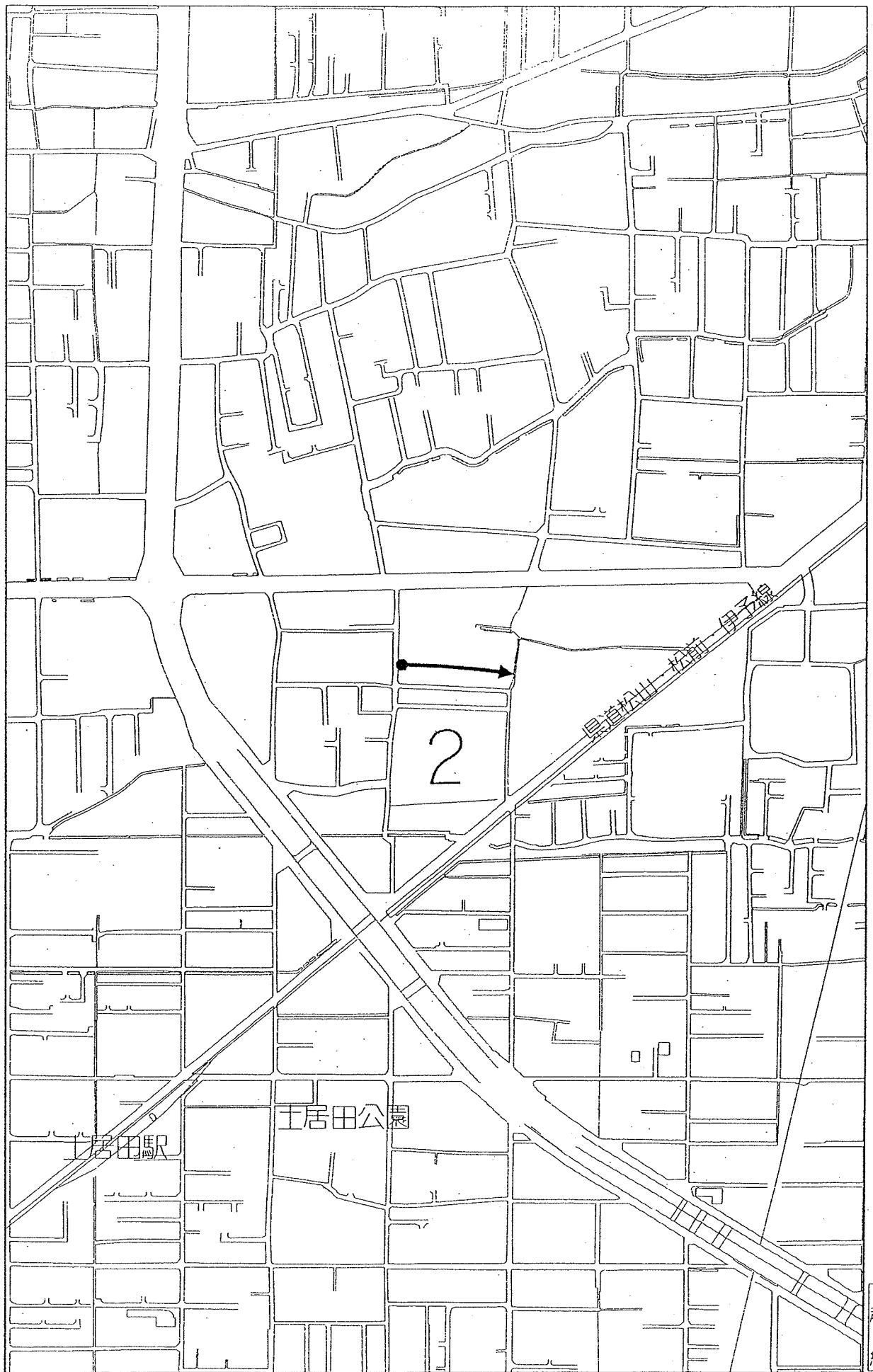
2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線

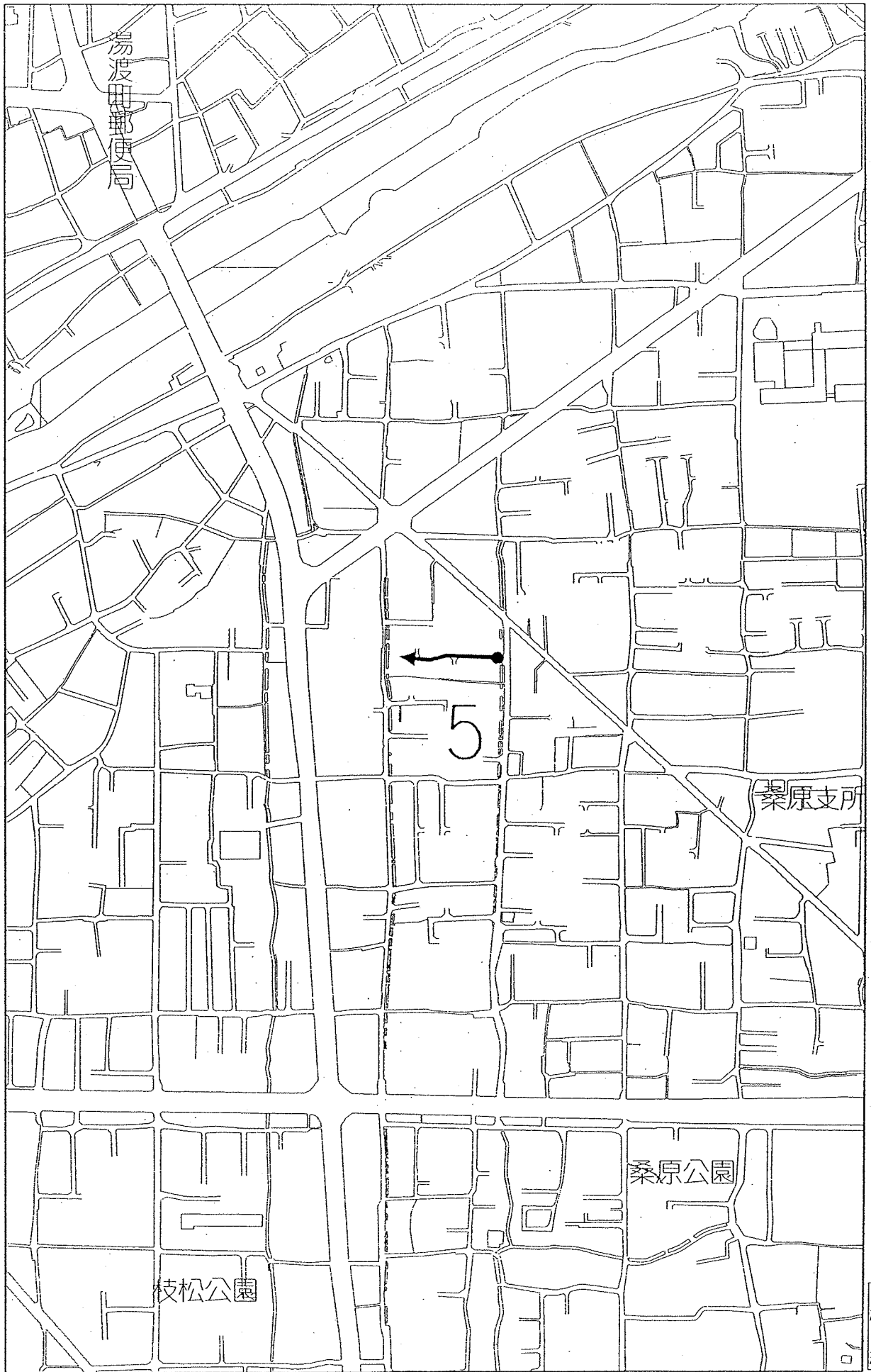
の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。



● 起点
← 終点







湯渡田郵便局

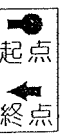
桑原支所

桑原公園

枝松公園

5

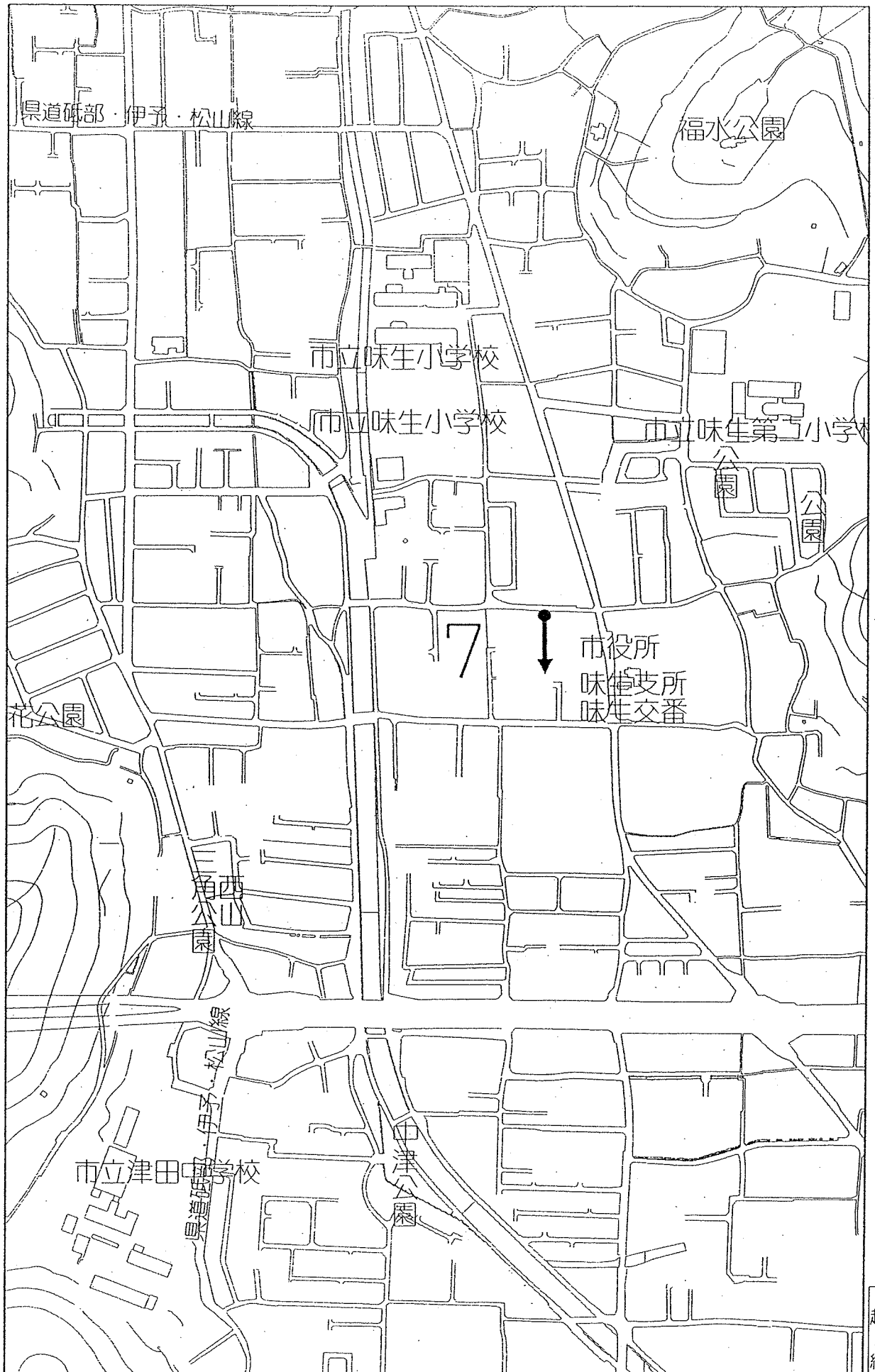


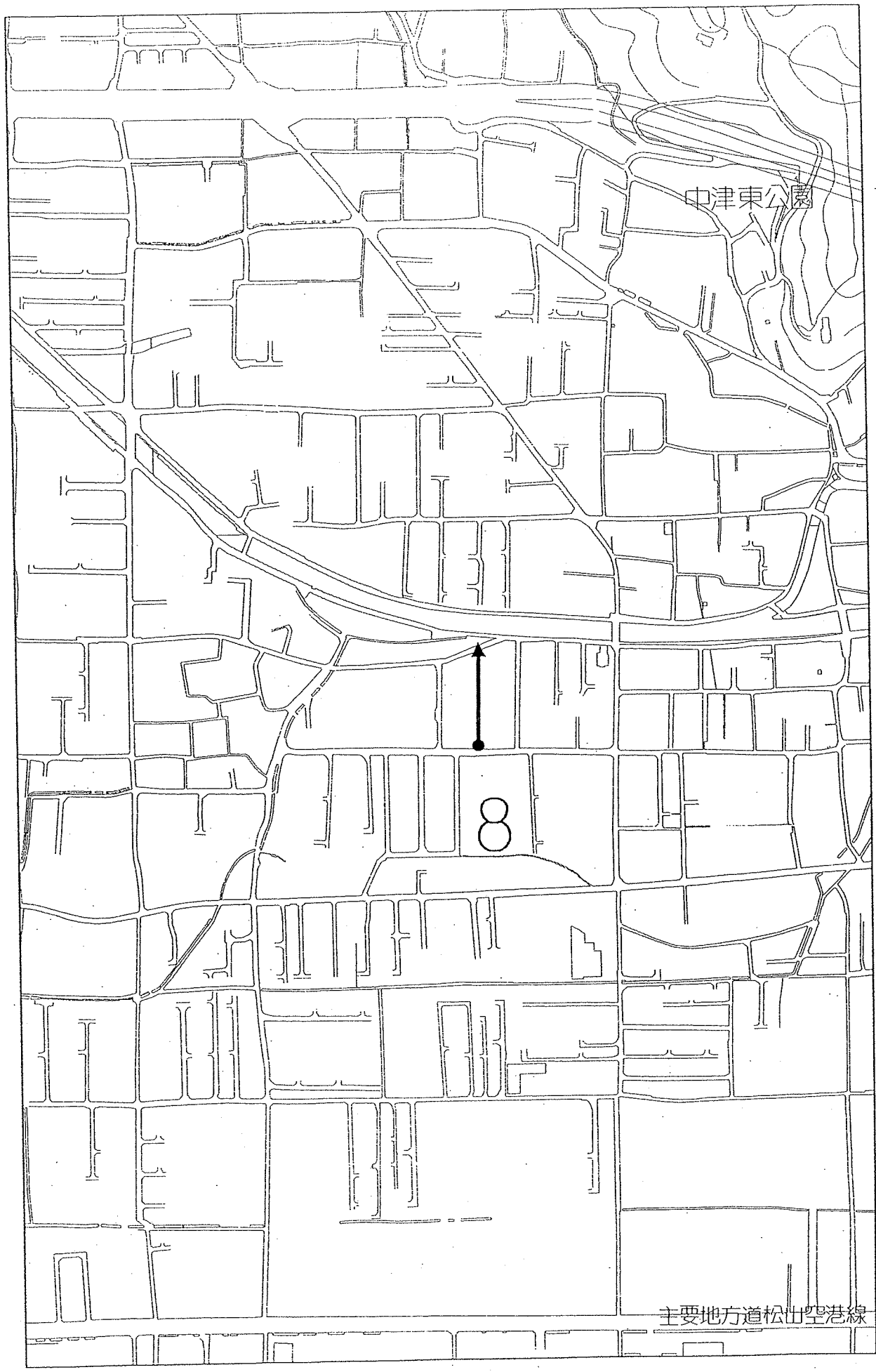


市立桑原中学校

北公園

6





中津東公園

8

主要地方道松山空港線

起点
終点

